

「お試し」のつもりが定期購入!?

インターネットで大幅な割引価格が表示された健康食品をお試しのつもりで注文しました。しばらくして、また商品が届いたので、業者に確認すると、「4回の定期コースとなっており、途中での解約はできない」といわれました。本当に解約できないのでしょうか。

Q

ホームページなどの広告を見て、健康食品などを低価格で購入できると思って申し込んだところ、実際には数か月間の定期購入が条件となっていたという相談が寄せられています。

商品を注文する前に、特に最終確認画面で、定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品はできるのか、解約条件がどのようになっているのかなど、契約内容をしっかりと確認することが大切です。

解約や問い合わせをしようと業者に電話を何度かけても通話中でつながらないこともあるようです。不安なときには、消費生活相談窓口にご相談ください。

A

8月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

| 相談会場 | 専門相談員配置日 | 電話番号 |
|------|---------------|---------|
| 垂井町 | 8/ 7(火)、21(火) | 22-1151 |
| 関ヶ原町 | 8/14(火)、28(火) | 43-0070 |
| 養老町 | 8/ 6(月)、20(月) | 32-1108 |

| 相談会場 | 専門相談員配置日 | 電話番号 |
|------|---------------|---------|
| 神戸町 | 8/17(金)、27(月) | 27-3111 |
| 輪之内町 | 8/ 2(木)、16(木) | 68-0185 |
| 安八町 | 8/ 9(木)、23(木) | 64-3111 |